

相続ニュース

Vol.0097

2016年1月25(月)
担当：MS事業部 玉井

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

遺産分割がまとまらない場合

はじめに

行方不明者の相続について、前回相続ニュースでお伝えしました。今回は、遺産分割協議ができない場合、協議がまとまらない場合はどうするのかを考えていきます。

未分割の状態でも申告期限は延長されない

まだ財産が分割されていないので、申告期限が自動的に延長されるということはありません。遺産分割ができない場合には、未分割の状態でするという手続きになります。そして、後日遺産分割協議が成立した場合に修正申告（又は、更正の請求）を行います。

デメリット

この未分割の状態でする場合には、税制メリットを受けられませんので注意してください。

- (1) 配偶者の控除が使えない
- (2) 小規模宅地等の評価減が使えない
- (3) 農地の納税猶予が受けられない
- (4) 物納が出来ない

書類を出せば後からメリットが復活する

配偶者の控除や小規模宅地等の評価減という効果的なメリットが受けられないのは、痛手ですよ。しかし、策はありますので心配無用です。

申告期限までに相続税申告書と一緒にある書類を提出すれば3年以内に遺産分割協議が成立すれば、配偶者の控除や小規模宅地等の評価減のメリットが受けることができます。

おわりに

その書類は、「申告期限後3年以内の分割見込書」といいます。書類を提出するかしないかで大きく相続税が変わってきます。

専門家である我々に、ご相談ください。



